69ページ

９　外出の際に

交通機関割引

１　JR・私鉄等運賃の割引

乗車券発売窓口で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。

《旅客船・フェリーの運賃割引》

　割びきりつ等は航路や運航会社によって異なりますので、各船会社にあらかじめお問合せください。

２　航空運賃の割引

航空券購入の際に障害者手帳を提示することにより、割引が受けられます。

※各航空会社により手帳の種別等適用となる範囲が異なります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

３　民営バスの割引

担当窓口：障害者福祉課生活係

心身障害者民営バス割引乗車割びきしょう・定期券割びき購入申込書は申請が必要です。

１　普通乗車運賃の割引

　手帳を提示することにより、5割引きで乗車ができます。また次の対象に該当する方は、各窓口で交付する心身障害者民営バス割引乗車割びきしょうを手帳とともに提示することにより、同乗する介護人（1名）も5割引きで乗車ができます。

70ページ

▽第一種身体障害者手帳をお持ちの方

窓口

障害者福祉課　生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓口

18歳未満の方は児童相談所、18歳以上のかたは東京都心身障害者福祉センター（再交付のみ障害者福祉課　生活係でも受付）

２　通勤通学定期券の割引

　定期券を購入する際、手帳提示とともに定期券割引購入申込書を提出すると、3割引きで購入できます。

▽身体障害者手帳をお持ちの方

窓口

障害者福祉課 生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓口

18歳未満の方は児童相談所、18歳以上のかたは東京都心身障害者福祉センター

４　都営交通の無料パス

担当窓口：障害者福祉課援護係・生活係

１　身体障害者等の申請

乗車する時に無料パスを提示することにより、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに本人が無料で乗車できます。

　なお、乗車券販売窓口等で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。また、介護者と共に乗車する場合に介護人割引が受けられる場合もあります。

71ページ

窓口

障害者福祉課　生活係

（問合せ）

身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちのかたは

都営交通お客様センター　03-3816-5700　または都営地下鉄等定期券発売所へ

５　タクシーの障害者割引

障害者手帳を提示することにより、メーター額の1割引きで乗車できます。　なお、福祉タクシー券（次ページ参照）を利用の場合も適用されます。

72ページ

６　福祉タクシー利用券の交付

担当窓口：障害者福祉課生活係

メーター料金に対して利用できるタクシー券を交付します。市の指定のタクシー会社のみ利用できます。

A券　年間 31,800円分を限度とします。

B券　年間 39,000円分を限度とします。

73ページ

自動車に関するもの

１　心身障害者ガソリン等費用助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

年間600リットルを上限とし、市が規定する金額（1リットルあたりガソリンは56円、軽油は33円）を助成します。年度途中に新規登録申請された方の助成限度は、申請づきより年度末（6月）までの月数に50リットルを乗じたものとなります。なお事前に申請が必要です。

２　有料道路通行料金割引

登録した自家用自動車を本人が運転する場合、もしくは介護者運転の場合は本人が乗車していることが条件で、登録番号等が記載された手帳を料金所で提示、または登録したETCカードを車載器に挿入した状態でETC料金所を通行することにより5割引きとなります。自動車を保有していない場合とうは、申請により事前に登録されていない自動車を利用して、割引を受けることができます。なお、有効期間があります。

　 ETCを利用し、かつマイナンバーカードによるマイナポータルの登録をされている方は、オンラインでも申請できます。

74ページ

窓口

障害者福祉課　生活係

（問合せ）有料道路ETC割引登録係　ＴＥＬ：０４５－４７７－１２３３

３　心身障害者自動車運転教習費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

自動車運転免許を取得するために直接要した経費の3分の2を助成します。ただし、次ひょうの金額を限度とします。

区　　　分

助成限度額

免許取得費

次の各号に掲げる助成対象者の市民税所得割額に応じ、当該各号に定める額

(1)市民税所得割が非課税である助成対象者

164,800円

(2)市民税所得割が54,000円以下である助成対象者

144,200円

(3)  
市民税所得割が54,000円を超え、251,800円以下である助成対象者

123,600円

限定解除費

20,600円

※教習終了後の助成はできません。必ず事前に申請してください（教習前にご相談ください）。

４　心身障害者自動車改装費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

133,900円を限度として操行装置及び駆動装置等の改造に要した経費に対して助成します。

※改造後の助成はできません。必ず事前に申請してください。

75ページ

５　駐車禁止等除外標章の交付

駐車できる場所は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分及び時間制限駐車区間の駐車枠内です。身体障害者等本人が現に使用中と認められない場合は除外されません。

※駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所、駐車方法違反及び時間制限駐車区間での駐車枠（白線）外に駐車した場合は、取締りの対象となります。

※公安委員会による駐車禁止規制から除外される場所が道府県によって異なる場合があることから、東京都以外において使用する場合はよく確認してください。

※運転者が車両を離れ、直ちに運転できない状態で駐車（放置駐車となるとき）する場合は、運転者の「連絡先または用務先」を分かりやすく記載した書面を警察官等が確認できるよう標章とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

（対象）

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別

障害の区分

障害の級別

身体障害者手帳

視覚障害

1級、2級、3級、4級の1

戦傷病者手帳

視覚

特別項症から第4項症までの各項症

76ページ

（問合せ）

　　府中警察署　交通規制係　ＴＥＬ：０４２－３６０－０１１０　（代）

６　高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間等においては、専用の標章を掲示し、標章の交付を受けたかたが運転する車両について駐車することができる制度であり、いずれの都道府県公安委員会が交付したものでも全国で通用します。なお、高齢運転者等専用時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキングメーターを作動させ、標識により決められた時間を守るなど時間制限駐車区間における駐車の方法に従って駐車するようにしてください。

※駐車禁止等除外標章（前ページ参照）の交付を受けている方は、駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先または用務先を記載した書面を掲出すれば駐車することができます。（新たに申請の必要はありません。）

窓口

府中警察署　交通規制係　ＴＥＬ：０４２－３６０－０１１０　(代)

77ページ

その他移動のための支援

１　心身障害者自転車駐車場利用料の助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

市内の有料自転車駐車場（市が設置したもの及び（公財）自転車駐車場整備センターが設置、管理するものに限る）の利用料の一部（月額800円）を助成します。事前に空き状況の確認が必要です。

※一時利用は対象外です。

２　車いすの貸出

担当窓口：障害者福祉課生活係

原則として1か月間貸出します。費用は無料です。事前にお問合せください。

窓口

(1)障害者福祉課 生活係

(2)社会福祉協議会　　ＴＥＬ：０４２－３３６－７０５５

３　福祉有償運送事業

通院などの外出時に運行協力者を手配して、ハンディキャブによる移送支援を行っています。

窓口

府中市社会福祉協議会　まちづくり推進係　ＴＥＬ：０４２－３６４－５３８２

78ページ

４　車いす利用者のためのハンディキャブの貸出し

ハンディキャブ（車いす専用輸送車）を貸出します。

窓口

府中市社会福祉協議会　まちづくり推進係　ＴＥＬ：０４２－３６４－５３８２